

事務連絡
令和4年7月11日

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

マイナンバーカードの普及促進に関する情報提供について

このたび、デジタル庁及び総務省から別紙のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

なお、マイナンバーカードの申請方法、安全性、メリット等に関するリーフレットについては、別紙のとおり掲載されておりますので、その旨を情報提供いただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会総務担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
03-5253-4111(内線2589)

事務連絡
令和4年7月11日

文部科学省大臣官房政策課長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

デジタル庁国民向けサービスグループ参事官
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長

マイナンバーカードの普及促進に向けたお願いについて

平素より、マイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードは、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」であることから、安全で便利なデジタル社会を構築するため、政府は、デジタル社会の基盤として、マイナンバーカードの普及を進めているところです。また、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、キャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図るため、マイナンバーカードを新規取得された方等に対して、マイナポイントを付与する取組も進めております。

この度、マイナンバーカードを保有されていない方に対して、QRコード付きマイナンバーカード交付申請書を、7月下旬より9月上旬にかけて順次発送する予定としております。当該交付申請書に記載されたQRコードを読み取ることで、オンラインで簡単に申請いただくことができます。

マイナンバーカードの申請方法、安全性、メリット等についてのリーフレットをお送りさせていただきますので、是非、教育委員会等を通じて、学校から児童・生徒や保護者の皆様方に情報提供いただければ幸いです。

リーフレット掲載箇所：

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/494e7749-cb53-4bdd-aeab-49c26d5edbf5/bdee8004/20220711_mynumber_resources_leaflet_01.pdf

安全で便利なデジタル社会の実現に向けて、国民の皆様にご取得いただけるようご協力をよろしくお願い致します。

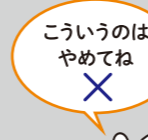
顔写真のチェックポイント



- 最近6か月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景のもの
- 郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

サイズ
(縦 4.5cm×
横 3.5cm)

いいね ○



こういうのはやめてね X



- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの

- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

マイナンバーカードの受け取り手順

1 はがきが届く

マイナンバーカードの申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が概ね1か月ほどで申請者のご自宅に届きます。

※マイナンバーカードの申請が一定期間内に集中したり、市区町村の窓口が混雑したりしている場合には、これ以上のお時間をいただくことがあります。

2 交付場所へ行く

交付通知書(はがき)の記載内容をご確認の上、必要な書類をお持ちになり、期限までに、交付場所にご本人がお越しください。

※15歳未満の者または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の状況に応じた交付期間が設定される場合があります。

3 暗証番号を設定し受け取る

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただく、マイナンバーカードが受け取れます。

※暗証番号は「6～16桁の英数字(英字と数字の組合せ)」と「4桁の数字」の少なくとも2つが必要です。交付窓口にお越しになる前に、あらかじめ考えておいていただくとスムーズです。

暗証番号を
忘れないようにね!



マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報

そろそろ、
あなたも
マイナンバーカード

そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

デジタル庁

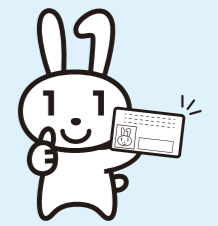


総務省



JKT1

マイナンバーカード



これからの暮らしに、手放せない一枚!

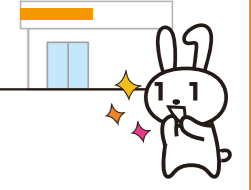
今後郵送されてくる「QRコード付き交付申請書」で簡単に申請できます!

本人確認書類として使える!



マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK! 他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます!

コンビニで各種証明書が取得できる! ※1 ※2



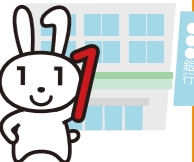
忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。

健康保険証としても使える! ※3



本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。

給付金の受け取りがスマートに!



公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

オンラインで行政手続きができる! ※1 ※4



確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。

新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる!



日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。
※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です

便利な「マイナポータル」が使える! ※1 ※4



ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。

民間のサービスにも拡大中! ※4



各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。

※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります) ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナンバーカードを新規取得された方等に対して、マイナポイントを付与する取組も進めています。なお、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなります。



マイナポイントの詳しい申込み方法などはこちら→



「QRコード付き個人番号カード交付申請書」をお届けします！

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方に、マイナンバーカードの申請に必要な「QRコード付き交付申請書」をお送りします。

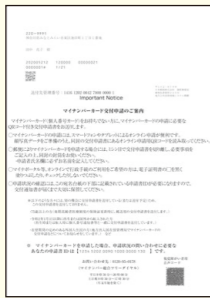
今後郵送する「QRコード付き交付申請書」の同封物について

次の書類が封筒に封入されています。
「QRコード付き交付申請書」を使用したマイナンバーカードの申請方法は、本書3ページをご覧ください。
合わせて、マイナンバーカードを受け取られた後に申請可能なマイナポイントのご案内を同封しております。

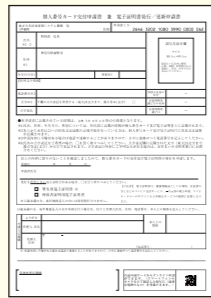
リーフレット



宛名台紙



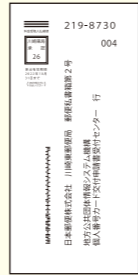
QRコード付き
交付申請書



マイナポイントの
ご案内



返信用封筒
※郵便で申請する
場合のみ使用



※最近、マイナンバーカードを申請・取得された場合、このご案内が行き違いで届くことがありますが、改めてマイナンバーカードの申請をする必要はありません。
※マイナンバー（個人番号）を通知する通知カードまたは個人番号通知書に同封されている交付申請書等も引き続き使用できます。

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて 顔写真付き！
対面での本人確認書類に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報は入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報は
記録されません。

うら ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！



電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。（外国人住民の方（特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く）のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。）

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日（またはマイナンバーカードの有効期限）までです。

「QRコード付き交付申請書」を使用したマイナンバーカードの申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

半分以上の人が
スマートフォンやパソコンからの
申請なんだって！

スマートフォンで申請

必要なもの



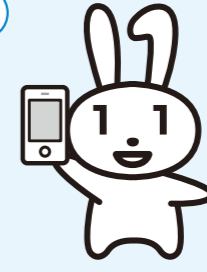
オンライン申請用
QRコード



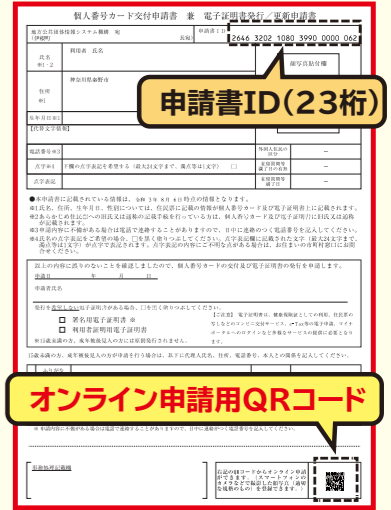
スマートフォン



顔写真データ



QRコード付き
交付申請書



申請書ID(23桁)

オンライン申請用QRコード

申請方法

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③ 表示された申請用WEBサイトで利用者規約同意後、メールアドレス等を登録
- ④ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、
顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

郵便で申請

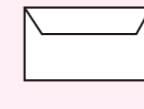
必要なもの



交付申請書



顔写真



返信用封筒

申請方法

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した
顔写真を貼付
- ② 返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早いスマートフォンやパソコンでの
申請がおすすめ！
郵便で申請する場合は、申請日・氏名を記入し忘れない
ように注意してね！



パソコンで申請

必要なもの



申請書ID
(23桁)



パソコン



顔写真データ

申請方法

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用 WEB サイトで **申請書 ID (23桁)** を入力し、メールアドレス
を登録
- ③ 申請専用 WEB サイトの URL が届いたら、顔写真を登録、必要事項
を入力して申請完了

証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



お金



このマークが目印

申請方法

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を
バーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了